

【行橋市日常生活用具一覧表】

種目	品目	対象者	耐用年数(年)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の方(18歳以上)	8
	訓練用ベッド(障害児)	下肢又は体幹機能障害2級以上の方(小学校就学児以上)	8
	特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> 下肢又は体幹機能障害2級以上の方(3歳～17歳で常時介護を要する方) 下肢又は体幹機能障害1級の方(18歳以上で常時介護を要する方) 障害の程度が重度または最重度であって3歳以上の方 	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(小学校就学児以上)で常時介護を要する方	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(3歳以上)で入浴時に介助を要する方	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(小学校就学児以上で下着交換等に介助を要する方)	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の方(小学校就学児以上)	4
	訓練いす(障害児)	下肢又は体幹機能障害2級以上の方(3歳～17歳)	5
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を要する方(3歳以上)	8
	便器(便器単体は基準額4,450円)	下肢又は体幹機能障害2級以上の方(小学校就学児以上)	8
	頭部保護帽 A:スポンジ、革を主材料	<ul style="list-style-type: none"> 障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかん発作等により頻繁に転倒する方 下肢・体幹機能障害を有し、立位や歩行が不安定で頻繁に転倒する方 	3
	頭部保護帽 B:スポンジ、革、プラスチックを主材料		3
	頭部保護帽(障害児)		3
	T字状・棒状のつえ A:主体…木材(ニス塗装)	肢体に障害を有し、歩行に杖が必要な方(小学校就学児以上)	3
	T字状・棒状のつえ B:主体…軽金属(塗装なし)		3
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する方(3歳以上)	8
	特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> 上肢障害2級以上の方(小学校就学児以上) 障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な学齢児以上17歳未満の方 	8
	火災報知器	<ul style="list-style-type: none"> 障害等級2級以上の方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 	8
	自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> 障害等級2級以上の方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 	8
	電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害2級以上の方(18歳以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上の方(知的障害者) 	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の方(小学校就学児以上)	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級 (聴覚障害者のみの世帯 及び これに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10

【行橋市日常生活用具一覧表】

種目	品目	対象者	耐用年数(年)
在宅支援用具等	透析液加温器	透析液加温器(者・児) 腎臓機能障害3級以上(3歳以上)自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行っている方	5
	ネブライザー(吸入器)	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって必要と認められる方(小学校就学児以上)	5
	電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって必要と認められる方(小学校就学児以上)	5
	酸素ポンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	10
	動脈血中酸素飽和度測定器	人口呼吸器の装着が必要な方	5
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の方(小学校就学児以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の方(18歳以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5
	盲人用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上の方(18歳以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体障害者・児であって、発生・発語に著しい障害を有する方(小学校就学児以上)	5
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上の方(小学校就学児以上)	6
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者であって必要と認められる方(小学校就学児以上)	6
	点字器 標準 A 32マス18行 両面書真鍮板製	視覚障害2級以上の方(小学校就学児以上)	7
	点字器 標準 B 32マス18行 両面書プラスチック製		7
	点字器 携帯 A 32マス4行 片面書アルミニウム製		5
	点字器 携帯 B 32マス12行 片面書プラスチック製		5
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の方(小学校就学児以上で就労・就学している方及び就学見込みの方)	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の方(小学校就学児以上)	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の方(小学校就学児以上)	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方(小学校就学児以上)	8
	盲人用時計 觸読	視覚障害2級以上の方(小学校就学児以上)	10
	盲人用時計 音声		10
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声・発語に著しい障害を有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方(小学校就学児以上)	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	6
	人工喉頭 A:笛式	咽頭を摘出した方(小学校就学児以上)	4
	人工喉頭 B:電動式		5
	人工喉頭 C:埋込型		一

【行橋市日常生活用具一覧表】

種目	品目	対象者	耐用年数(年)
排せつ管理支援用具	ストマ装具: 蓄便袋	直腸又は膀胱機能障害でストマ造設者・児	月額
	ストマ装具: 蓄尿袋		月額
	ストマ装具: 洗腸用具	直腸機能障害者・児(蓄便袋との併給は認めない)	0.6
	紙おむつ等(紙おむつ・サラシ・ガーゼ等衛生用品)	ストマ装具を装着できない方、二分脊椎による排尿・排便機能障害のある児童、乳幼児期以前に発症した脳原生運動機能障害により排尿・排便の意思表示が困難な方で紙おむつ等が必要と認められる方、児童は3歳以上の方	月額
	収尿器 :男性用 A 普通型	高度の排尿機能障害者・児(小学校就学児以上)	1
	収尿器 :男性用 B 簡易型		1
	収尿器 :女性用 A 普通型		1
	収尿器 :女性用 B 簡易型		1
住宅改修費	居住生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方であって障害等級3級以上の方(ただし、特殊便器の取替えをする場合は上肢障害2級以上の方) 【対象となる事項】 ①手すりの取り付け、②段差の解消、③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取替え、⑤洋式便器への取替え、等	当該住宅につき1回限り
	点字図書	主に情報の入手を点字によって得ている視覚障害者・児(小学校就学児以上)	—
貸与	福祉電話	外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	—

(注1) 介護保険の対象者は、介護保険福祉用具が優先的に適用されます。

- 1. 浴槽 2. 便器 3. 体位変換器 4. 特殊マット 5. 特殊寝台 6. 特殊尿器
- 7. 入浴補助用具 8. 歩行支援用具 9. 移動用リフト 10. 住宅改修 11. 福祉電話

(注2) (者)…18歳以上、(児)…18歳未満

※頭部保護帽…レディメイドによる製品については基準額欄の80%の範囲内の額